

宇都宮市大谷地域観光交通対策推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 本市の観光拠点である大谷地域において、誰もが安全かつ快適に来訪し、地域内を周遊・滞在できる交通環境の向上を図るため、宇都宮市大谷地域観光交通対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 推進会議は、次の事項について情報共有や意見交換等を行う。

- (1) 交通混雑の緩和や周遊性向上など、観光交通対策の実施に関すること。
- (2) 各種取組の効果分析及び検証に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通事業者
- (3) 地域・観光等の関係団体の代表者
- (4) 行政機関

(役 員)

第4条 推進会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 推進会議は、必要に応じて議長がこれを招集する。

(関係者の出席要請等)

第6条 議長は、推進会議が必要と認めるときは、関係者に対して、推進会議への出席を要請し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、宇都宮市総合政策部交通政策課、及び経済部観光交流課大谷振興室に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月13日から適用する。

宇都宮市大谷地域観光交通対策推進会議委員

【令和5年3月13日現在】

		所属	役職・氏名
学識経験者		宇都宮大学	准教授 長田哲平
			教授 横尾昇剛
交通事業者		関東自動車株式会社 路線バス部	部長 福島崇文
		栃木県タクシー協会	専務理事 鉢村敏雄
地域・観光団体		城山地区コミュニティ協議会	会長 菊地重栄
		城山地区連合自治会	会長 福田公生
		大谷商工観光協力会	理事長 大久保裕之
		宇都宮観光コンベンション協会	事務局長 田野実栄一
行政機関	警察	栃木県警察本部 交通規制課	
		宇都宮中央警察署 交通総務課	
	栃木県	交通政策課	課長 高山誠
		道路整備課	課長 横尾元央
		宇都宮土木事務所	所長 青木淳
	宇都宮市	経済部	副参事 池羽満
		交通政策課	課長 稲葉寛
		観光交流課 大谷振興室	室長 坂本智美
		技術監理課	課長 川上治美
		道路建設課	課長 今井正久